

## 第8回中国四国地方年金記録訂正審議会総会

日時：令和6年4月16日（火）14：00～14：42

会場：広島合同庁舎4号館2階 共用第11会議室

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ただいまから、第8回中国四国地方年金記録訂正審議会総会を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、中国四国厚生局年金審査課長の横手でございます。よろしくお願いいたします。

初めに事務局からご連絡をさせていただきます。本会議の議事録を作成するため、本会場において、業者の方に録音の対応をしていただいておりますことをお知らせいたします。また、議事中には事務局職員が写真を撮らせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず「議事次第」「委員名簿」「座席表」をご確認ください。続きまして、議事に関する資料として、資料1「地方年金記録訂正審議会規則」、資料2「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」、資料3「中国四国地方年金記録訂正審議会の体制」、資料4「諮問を付議する部会の決定について（一部改正案）」、この資料は4-1と4-2がございます。最後に資料5「年金記録の訂正に関する事業状況（令和4年度事業状況及び令和5年度上期概況）」。以上でございます。皆さま、資料に不足はございませんでしょうか。

これらの資料につきましては、本日お持ち帰りいただいて結構でございます。また、お持ち帰りにならない場合は、机上にお残しいただきましたら、事務局のほうで各委員の皆さまのファイルに編綴をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員をご紹介します。

年金記録訂正審議会の委員の任期は2年とされております。令和6年4月9日をもちまして5名の委員が任期満了となりました。そして、令和6年4月10日付けで2名の委員を任命しております。2名とも再任でございます。

本日ご出席の委員をご紹介します。

石田委員でございます。

○石田委員

石田です。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

植田委員でございます。

○植田委員

植田でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

畝田谷委員でございます。

○畝田谷委員  
畝田谷と言います。よろしくお願ひいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）  
木下委員でございます。

○木下委員  
木下です。よろしくお願ひいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）  
小早川委員でございます。

○小早川委員  
小早川です。よろしくお願ひいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）  
十鳥委員でございます。

○十鳥委員  
十鳥です。よろしくお願ひいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）  
中嶋委員でございます。

○中嶋委員  
中嶋です。よろしくお願ひいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）  
久行委員でございます。

○久行委員  
久行です。よろしくお願ひいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）  
米田委員でございます。

○米田委員  
米田でございます。よろしくお願ひいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

本日ご出席の委員のうち、久行委員、米田委員の2名が再任でございます。皆さま、よろしくお願いいたします。

それでは、中国四国厚生局 依田局長よりごあいさつを申し上げます。

○依田（中国四国厚生局長）

中国四国厚生局長の依田でございます。第8回中国四国地方年金記録訂正審議会総会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、平素より委員の皆さまには、年金記録訂正審議会の運営、そして年金事業の適正な実施に格段のご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、わが国の年金制度は、ご案内のとおり、社会保険方式の下、加齢等のリスクに社会全体で備える制度でありまして、一定期間の保険料の納付の上で、高齢、障害等の必要なときに給付を行う仕組みとなっております。

そして、この年金制度のまさに給付と負担の根幹に関わるのが年金記録でございます。本審議会におきましては、平成27年度から総務省の第三者委員会を引き継ぎまして、年金記録の訂正請求が行われた場合に、国民の立場に立って、公平公正な審議を行っていただいております。

厚生局といたしましても、年金記録の訂正請求について、請求者の立場に立って、関連資料や周辺事情の収集・調査をしっかりと行い、審議会の有識者の皆さまの審議の決定に基づき、訂正・不訂正等の決定を行っております。

委員の皆さまには、引き続き公平公正な判断にお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、本年度も円滑な審議をお願い申し上げ、簡単ではございますが、総会の開催にあたっての私のあいさつとさせていただきますと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

四国厚生支局榎本支局長です。

○榎本（四国厚生支局長）

榎本でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

中国四国厚生局 鹿間年金管理官です。

○鹿間（中国四国厚生局年金管理官）

鹿間でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局 川上年金審査課長です。

○川上（四国厚生支局年金審査課長）

川上でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

当審議会の委員数は13名であるところ、本日9名の委員のご出席を確認しております。地方年金記録訂正審議会規則第七条第1項に規定する過半数の委員の出席が認められますので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

### 【議題1】

「会長の選任について」

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは、議事に入らせていただきます。

当審議会の会長の任期は委員の任期満了までとされておりますところ、昨年度、会長をお務めいただきました久行委員は、本年4月9日に委員の任期満了となりました。また、会長代行であった久保委員も同日で任期満了により退任されております。

本会議の議長となる会長の選出までの進行につきまして、引き続き、私のほうで進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会長の選出をお願いしたいと思います。会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第五条第1項において、「委員の互選により選任する」とされております。

委員の皆さまのご意見をお伺いします。会長の推薦について、ご意見をお願いいたします。

○小早川委員

委員の小早川でございます。

会長につきましては、久行委員を推薦したいと思います。久行委員におかれましては、昨年度、当会の会長に就任されて、1年間、審議会を取りまとめていただいた実績もでございます。今年度も引き続き当会の会長に就任いただきたいということで推薦させていただきます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ありがとうございます。

ただいま、小早川委員から久行委員を推薦するご発言がありましたが、ほかの委員の皆さま、いかがでしょうか。

○中嶋委員

中嶋です。よろしくお願いいたします。

私も久行委員をお願いしたいと思っております。私は、これまで2年間、第2部会でご一緒させていただいておりますが、久行部会長には円滑な部会運営にご尽力され、豊かな法律経験、知識に裏付けさ

れた公平公正な判断力を有しておられます。ぜひとも今期の会長として適任であると思っておりますので、久行委員、よろしく願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

皆さま、いかがでしょうか。

（拍手）

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ありがとうございます。

それでは、皆さまのご賛同をいただきましたので、久行委員に会長をお願いしたいと思います。

久行委員、会長席のほうへご移動をお願いいたします。

○久行会長

ただいま会長へ選出していただきました久行です。1年間ほど会長をさせていただきましたが、まだまだ不慣れですので、ぜひとも皆さまのご協力をよろしく願いいたします。簡単ではございますが、就任にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

議事を進行させていただきます。

初めに、本日の会議の公開または非公開につきまして、中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則第十条では「会議は非公開とし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」旨を規定されております。

本日の会議につきましては、当審議会の公正さを公開するために「公開」としたいと思います。

特にご意見はございませんでしょうか。

（出席委員より「はい」の発言あり）

○久行会長

ありがとうございます。

それでは事務局は、運営規則第十三条第3項の規定に基づいて議事録を作成し、公開してください。

次に議事録署名人を指名させていただきます。運営規則第十三条第4項により、議事録署名人は会長のほか2名の委員を指名することとされています。恐縮ですが、畝田谷委員と石田委員のお二人を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局は運営規則第十三条第1項及び第2項の規定により、議事要旨の作成及び公開についてもよろしく願いいたします。

それでは、事務局から公開の方法についての説明をお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

議事録及び議事要旨につきましては、当局のホームページに掲載することにより公開させていただきます。以上です。

○久行会長

ありがとうございます。

## 【議題2】

「委員数及び部会数の変更について」

○久行会長

それでは二つ目の議事の「委員数及び部会数の変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

まず、資料1の「地方年金記録訂正審議会規則」をご覧ください。審議会委員数につきましては第二条、部会につきましては第六条に規定するところでございます。

続きまして、資料2の「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」をご覧ください。部会につきましては第五条に規定をしております。

続きまして、資料3をご覧ください。上段の体制ですけれども、令和5年度の体制はご覧のように中国四国厚生局に二つの部会、四国厚生支局に一つの部会、合計3部会の体制となっております。これを、令和6年度の体制は、審議件数などの状況を踏まえながら、令和6年度予算において右欄のとおり体制とされております。中国四国厚生局の部会数を2から1に変更しまして、委員数は5名とするものでございます。

参考としてお示ししております「年金記録訂正請求の『審議件数』」についてご覧ください。この表は中国四国厚生局の審議件数を計上したもので、四国支局分は含みません。

ご覧のとおり、審議会が発足した平成27年度は、中国に3部会の体制でございました。一部会あたりの平均を見ますと39件の審議を行っております。その後、審議件数の減少を踏まえまして、平成30年度から現在の2部会の体制となり、現在に至っているところです。この間の審議件数につきましては、ご覧のとおり状況となっております。これら審議件数を踏まえまして、今年度1部会の体制とされたものと承知しているところでございます。

次に委員数ですが、一部会の委員数は原則として4名、事情により5名の体制となっております。令和5年度は、1部会及び2部会が各4名、第3部会が5名の体制となっておりますが、このたび各部会とも5名の体制となります。従いまして、今年度は中国及び四国に各1部会、各部会とも委員5名の体制となりますのでご確認をお願いしたいと思います。

なお、中国四国厚生局におきましては、2部会体制から1部会体制へと変更になりますけれども、できるだけ従来ベースの月1回、3件程度を目途としてご審議いただけるよう調整をしたいと考えております。

一方で、訂正請求が年金機構から厚生局へ回付される時期には偏りがあります。また、事案の内容もさまざま、調査に時間を要するものもあります。そして、厚生局における標準処理期間は103日とされているところなど、さまざまな制約もございますので、状況によっては月2回の開催をお願いさせていただくことも想定しているところでございます。

事務局といたしましては、委員の皆さまのご事情をお聞きしながら、円滑な部会開催、適切な審議と

なるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。  
説明は以上でございます。

○久行会長

ありがとうございました。

委員の皆さま、ご質問あるいはご意見などがおありでしょうか。

特にないということよろしいですか。

それでは、今年度は2部会、10名の委員の体制となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【議題3】

「副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」

○久行会長

続きまして、議事次第の第3に記載の、当審議会の「副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」に入らせていただきたいと思います。

事務局は取り扱いについて説明をお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ご説明いたします。

資料1「地方年金記録訂正審議会規則」をご覧ください。第五条第3項が会長代行の規定となります。会長が会長代行を指名する旨、規定されています。

続いて同じく審議会規則の第六条第2項及び第3項をご覧ください。部会に属すべき委員を会長が指名しまして、また部会長も会長が指名する旨の規定となっております。

次に資料2をご覧ください。当審議会運営規則でございます。第三条が副会長の規定となります。副会長は、現在、小早川委員が在任中です。

従いまして、本日は当審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長について、会長にご指名いただくこととなります。

○久行会長

ありがとうございます。

今ご説明がありましたように、私から指名させていただくこととなります。

事務局は「部会別委員一覧表」の配付をお願いします。

（「部会別委員一覧表」配布）

○久行会長

それでは、ただいま配付されました「部会別委員一覧表」をご覧ください。

私としましては、会長代行は現在副会長の小早川委員を、各部会に所属すべき委員は、この「部会別

委員一覧表」記載のとおり、そして第2部会の部会長は小早川委員、第1部会の部会長は私、久行を指名したいと思います。

このことにつきまして、皆さまから何かご意見等はございませんでしょうか。

このとおりでよろしいでしょうか。

それでは、皆さまからご異論がないということですので、今申し上げたとおりの指名をさせていただきますと思います。皆さま、よろしく願いいたします。

#### 【議題4】

『諮問を付議する部会の決定について』の一部改正について」

○久行会長

続いて4番目の議事、「諮問を付議する部会の決定について」の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは、ご説明させていただきます。資料は4-1と4-2をご覧ください。「諮問を付議する部会の決定について」の一部改正案です。

先ほどご確認いただきましたとおり、当中国四国地方年金記録訂正審議会の部会は、中国四国厚生局に第1部会を、四国厚生支局に第2部会を置く体制となります。改正案は、中国の部会が1部会のみとなったこと、四国に置く部会が第3部会から第2部会に変更となることを踏まえた改正を行うものでございます。

従いまして、ご覧いただいております第1の所ですけれども、中国四国厚生局長から諮問のあった請求事案は第1部会へ、四国厚生支局長から諮問のあった請求事案は第2部会へ付議するという取り扱いとする改正案でございます。

説明は以上でございます。

○久行会長

ありがとうございます。

委員の皆さま、ただいまの改正につきまして、何かご意見などはおありでしょうか。

特にないということよろしいですか。

それでは、本件は事務局から提案のあったとおりの改正とし、本日付けで会長決定とさせていただきます。

#### 【議題5】

「年金記録の訂正に関する事業状況について」

○久行会長



続きまして議事5番、これは報告ということになるかと思いますが、「年金記録の訂正に関する事業状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○川上（四国厚生支局年金審査課長）

四国厚生支局 年金審査課の川上でございます。説明をさせていただきます。

お手元の資料4「年金記録の訂正に関する事業状況」をご覧ください。この資料につきましては、厚生労働省年金局におきまして年金記録訂正に関する事業状況をまとめたもので、昨年の12月に開催されました第11回社会保障審議会年金記録訂正分科会で報告がなされたものでございます。時間の関係もございまして、ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは1ページをご覧ください。令和4年度の受付状況でございます。訂正請求の受付総件数は4,969件と5,000件を切っておりまして、令和3年度の6,013件から1,044件減少してございます。受付件数の制度別割合は、厚生年金が全体の95.4%と一番多く、令和3年度の95.5%から横ばいとなっております。

②といたしまして令和5年度上期の受付状況でございますが、速報値で1,893件、対前年同期からは78件減少しておりまして、制度別では厚生年金が110件の減、国民年金が33件の増、脱退手当金が1件の減となっております。

2ページをご覧ください。制度別の受付件数の推移でございます。受付件数の推移につきましては、総務省に設置されていた第三者委員会の期間を含めて、平成22年度の6万件以降、平成30年度までは減少傾向でございましたが、令和元年度からは毎年増加に転じたところから、令和4年度は再び減少しております。

3ページは制度別・処理事案別の処理件数でございます。表の真ん中から右側をご覧ください。令和4年度の合計をご覧くださいと、地方厚生局の処理事案は948件で、日本年金機構が処理をしました事案が3,294件、合わせました4,242件を処理したということでございます。

4ページは、3ページの制度別・処理事案別の処理件数をグラフにしたものでございます。年度別の処理件数の合計の推移については、受付件数と同様に平成27年度から平成30年度まで減少傾向、令和元年度からは増加をし、令和4年度は再び減少しております。

右側のグラフは処理事案別の件数となっております。一番右側の令和4年度をご覧くださいと、日本年金機構での処理が全体の約8割、地方厚生局に送られて審議会の審議を経て処理しているものが約2割という構成になってございます。令和3年度も同様の割合というところがございます。

5ページをご覧ください。処理事案を処分別に円グラフにしたものです。傾向的には、厚生年金は訂正決定が多く、国民年金、脱退手当金は逆に不訂正決定が多いという傾向でございます。

6ページをご覧ください。訂正手続きにおける記録訂正の推移でございます。平成24年度以降、7割台、8割台の記録訂正率となっており、令和3年度以降においては9割を超える高い訂正率となっておりますが、これは年金機構での訂正も含まれておりまして、日本年金機構では訂正決定のみ行いますので高い訂正率となっております。

7ページをご覧ください。処理中の事案の状況でございます。①の受付件数の累計の合計欄をご覧くださいと、4万2,694件の受付累計に対しまして、②の処理、③の取下げ等が行われており、95.7%は年度末までに処理が終わっておりますが、年度末で翌年に繰り越されたものが1,823件ということでございます。

令和3年度末と比較しますと、年度末の翌年度への繰り越しの処理中事案件数が1,317件から1,823件と500件ほど増加となっております。これは先ほどお話ししましたように、令和4年度の下期の受付が3,000件増加したということが影響したものと考えられます。処理段階別の処理中事案の件数が右下の図でございますが、約8割は日本年金機構での受付処理段階のものとなっております。

8ページにつきましては、いわゆる処理期間、事案の処理にかかる時間でございます。(1)厚生局処理事案については、標準処理期間が143日ではありますが、中にはどうしても内容が複雑で時間のかかる事案もございますので、そうしました影響もあって制度平均では202.9日となっているところでございます。

(2)は証拠資料があります日本年金機構段階で回復されたものになりますが、こちらは平均して74.1日で処理が終わっております。

9ページをご覧ください。請求者の状況というところになります。訂正請求は、ご本人だけではなく、遺族年金、未支給年金など、一定の給付を受けられるご遺族の方も訂正請求が可能なところで。下段の左側の円グラフをご覧くださいますと、ご本人の請求が圧倒的に多い状況で、被保険者の遺族による請求は2.1%でございます。

10ページは請求者の年齢階層別状況でございます。年齢階層を右下の円グラフで見いただきますと、60歳代以上が約40%を占めておりますけれども、これは以前の6割程度から下がってきておりまして、現役世代からの請求が増えてきているといった状況でございます。

11ページをご覧ください。被保険者等が約72%、裁定済み者、いわゆる年金の受給者が26.9%というところで、やはりこれも現役世代の方の比率が高まっているというところでございます。

12ページは住所地別の件数となります。大都市を抱えます都道府県が多くなっております。表中に数字はございませんが、中国5県での全体に占める割合では3.4%、四国4県では1.6%という数字になります。

13ページをご覧ください。数字の性質がここからは変わりますので補足をさせていただきます。

12ページまでが、請求者が1回に出される事案を1件と数えておりましたが、13ページ以降は、1件の事案の中に、例えましたら賞与などで7月と12月など、お一方で請求期間を複数請求される方もおられます。また賞与についての請求と被保険者期間の請求といった異なる請求をされる方もいらっしゃいますので、事案の分析を行うということになりますと、地方厚生局の審議会が審議する1件ごとの単位である請求期間で見ていく必要がございます。

従いまして、令和4年度は2,303件と書いてございますけれども、これは一つの事案の中に含まれている請求期間をばらしたものになります。3ページでありました地方厚生局処理事案の令和4年度948件をばらした請求期間が、この2,303件ということになりまして、平均いたしますと、事案1件に対しましては請求期間が2件以上含まれているものが多いということになります。

また、請求期間の分類をご覧くださいますと、令和4年度は厚生年金で72.9%が①の標準賞与額に係る訂正請求でございまして、近年多くなっているのが特徴でございます。

14ページが請求時期別です。平成15年4月以降が多くなってございますのは、賞与から保険料を徴収するようになりました平成15年4月の総報酬制度の導入が影響していると考えられております。

15ページは請求期間の月数別となります。これも1カ月が圧倒的に多いのですけれども、賞与については1カ月にカウントいたしますので賞与事案の多さを示しているところでございます。

16ページは、今回の請求期間を訂正されたものと不訂正のものに分類したものでございます。これを

ご覧いただきますと、厚生年金全体では、令和3年度訂正決定が1,559件だったものが、令和4年度は1,456件と減少しております。不訂正決定されたものについても、令和3年度の647件から令和4年度492件と減少している状況でございますが、厚生年金の請求件数自体は令和3年度の2,206件から令和4年度1,948件と減少しているところでございます。

右側のグラフにつきましては、訂正決定率を棒グラフで令和3年度と令和4年度を比較したものでございます。棒グラフの上段の厚生年金をご覧いただきますと、厚生年金全体では令和3年度は70.7%の訂正がされております。令和4年度においては74.7%と訂正決定率においては増加をしている状況でございます。

続きまして17ページをご覧ください。請求期間についてどのぐらいの月数があるのかというところになります。厚生年金をご覧いただきますと、賞与は全て1カ月にカウントしておりますが、厚生年金の③をご覧くださいますと、訂正決定、不訂正決定の平均月数でございますけれども、標準報酬月額額の訂正請求は、訂正決定されたもので平均で24.4月、不訂正決定は平均で33.7月となっております。全体的には、訂正決定された請求期間のほうが短くて、不訂正決定された請求期間のほうが長くなっております。

18ページをご覧くださいますと、請求期間がどの時期のものであるか、時期別に分類したのとなっております。厚生年金の平成15年4月以降をご覧くださいと件数が多いのは、先ほどご説明しました賞与事案が含まれているところになります。

19ページは月数別でございますけれども、こちらも賞与が1カ月ということで、どうしても1カ月が多くなっているところでございます。

続きまして20ページです。厚生年金の訂正決定に至ります適用法、また理由となりました法律というところになります。上段の表をご覧くださいますと、給与から保険料が天引きされているにもかかわらず記録がない、いわゆる事業主の届け出漏れによる訂正を認めた厚生年金特例法の対象が1,285件と圧倒的に多くございます。また、訂正されました事案の中でも、真ん中の列になりますけれども、賞与に係るものが大変多いといった傾向でございます。

21ページをご覧ください。こちらは日本年金機構が記録を訂正したものの件数となります。日本年金機構でも処理できるものは、資料がそろっているもの、直接的な資料があるもの、または証拠があるものを記録訂正するのが日本年金機構の役割となっております。合計で3,379件の内訳ですけれども、こちらにおきましても⑥の賞与の事案は3,199件と全体の94.7%と高い割合となっております。

飛びまして23ページですけれども、地方厚生局で事案を処理するにあたりまして、地方年金記録訂正審議会の状況を挙げてございます。中国四国厚生局の令和4年度の部会開催数が17回、四国厚生支局は8回と、精力的にご審議をいただいている状況でございます。ちなみに令和5年度におきましては、中国四国厚生局で18回、四国厚生支局では9回ございました。

続きまして、25ページをご覧ください。こちらは年金局年金記録審査室が行っております、地方厚生局の処分不服のある方が申し立てをいたしました審査請求の件数でございます。令和3年度の審査請求は60件ございましたけれども、令和4年度は47件と減少しております。

また26ページは、令和4年度に審査請求のあった47件を年齢階層別にしたものでございます。(3)をご覧くださいますと、裁定済みの方が34件で、割合的には72.3%といったところでございます。

27ページ、審査請求がございました47件の事案を、その事案に含まれる請求期間ごとに分類したのとなっております。47件のうち、複数の事案類型に該当するものもございまして、合計が101件となり

ますが、厚生年金の被保険者期間に係る申し立てが多いといった傾向が見られております。

最後28ページ、こちらが訴訟の状況でございます。令和5年9月末までの訴訟の総件数が74件となっておりますけれども、(3)をご覧くださいますと、そのうち判決が確定したものが60件、取下げが7件、令和5年9月末の時点で係争中の訴訟事件は7件となっております。なお、現時点におきましては、中国四国厚生局では1件が係争中、四国厚生支局では係争中の訴訟事案はございません。

なお、これらの裁判におきましては、認定基準要領が合理的であるのご評価をいただいております。訂正請求に係ります基本的枠組みに変更を加えるような内容とはなってございませんので申し添えさせていただきます。

29ページ、30ページにつきましては、事務執行体制の説明の資料でございます。31ページは年金記録訂正の手続きについてのハードポンチ絵ということで流れ図になってございます。

32ページ以降は参考資料というところでございます。制度のあらまし、また、令和3年度、令和4年度におきます各月の細かな数字を掲載してございますので、説明については割愛させていただければと思います。

以上、走り走りで大変恐縮ではございますが、説明に代えさせていただきます。

#### ○久行会長

ありがとうございました。委員の皆さま、ご質問などはございませんでしょうか。

この場ではないようですので、ただいまの資料につきまして何かありましたら、事務局にお問い合わせいただければと思います。

それでは、本日の議事は以上です。委員の皆さまから特にございませんでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

#### ○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

連絡事項については特にございません。

最後に、四国厚生支局長の榎本よりごあいさつを申し上げます。

#### ○榎本（四国厚生支局長）

四国厚生支局の榎本でございます。

年金の記録訂正にあたっては、内容を的確に把握し、迅速な調査を行った上、公平かつ公正な訂正決定等を行うことが重要と考えており、被保険者の皆さまの信頼を損なわないよう、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、今年度につきましてもさまざまな事案が出てくるかとは思いますが、各部会でご審議を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

#### ○久行会長

榎本四国厚生支局長、ごあいさつをありがとうございました。

それでは、本日の会議は、これをもちまして終了とさせていただきたいと思っております。委員の皆さま、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

どうもありがとうございました。本年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

（終了）